

社会保険事務講習会質問事項（令和7年10月9日・山形）

I 全国健康保険協会山形支部への質問事項

番号	質 問 事 項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	・申請は本人か会社か？（高額療養費） ・仕事を退職した時から再就職した時、それぞれの届出が遅くなった場合、10 日ほどの誤差があるがその間に医者にかかった場合、医療費は3割？全額？ ・今までは保険証がなく新しい保険証がくるまで自費負担だったと思いますが、マイナンバーカード使用すると、社保か国保かわからないのでは？	・ご本人の申請になります。 ・次の保険の加入資格が確認できない場合には、いったん 10 割負担し、資格取得処理後に新しい保険者に療養費の申請をしていただくことになります。 ・協会けんぽ加入であれば、資格取得処理後 5 営業日でマイナ保険証での資格確認が可能となります。
2	マイナカードについて賛否両論ある制度ですが、メリットがあればデメリットもあるはずだと思います。どんな点があるのか知りたいです。	・基本的にデメリットはありません。ご自分の医療情報を知られたくない場合には開示する情報を制限することが可能です。また、システムトラブルなどで読み取りができない場合には資格情報のお知らせと併用することで受診が可能となっております。
3	・R8.1 月からの電子申請は、手続きの主体は被保険者、事業主どちらでしょうか。 ・内容を早く公開してください（電子申請）。	・電子申請の利用対象者は被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く）となっており、事業主の利用はできかねます。 ・詳細につきましてはわかり次第、ホームページ等各種広報を通じてお伝えする予定です。
4	・従来の保険証は 12/2 以降に従業員が各自破棄して良いですか？	・各自破棄となります。
5	・マイナ保険証へ移行した場合、会社でコピーしておく必要などあるのでしょうか？	・会社でコピーする必要はございません。
6	・マイナ保険証を利用できる人が資格確認証で受診することは可能ですか？（資格確認証は発行可能ですか？マイナンバーカードを持ち歩きたくない理由です）	・マイナ保険証をご利用いただくことになります。資格確認書はマイナ保険証を保有していない方や、要介護の高齢者や障害者等、資格確認をする際に介助者が同行する必要がある方を対象として交付するものです。